

船舶による危険物の運送基準等を定める告示等の 一部を改正する告示案について

1. 背景

(1) 固体ばら積み貨物の海上運送基準は、国際海事機関（以下「IMO」という。）において策定された 1974 年の海上における人命の安全のための国際条約（以下「SOLAS 条約」という。）及び同条約に基づく「国際海上固体ばら積み貨物規則」（以下「IMSBC コード」という。）において規定されている。我が国においては、当該基準を

- ・ 危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和 32 年運輸省令第 30 号。以下「危規則」という。）
- ・ 特殊貨物船舶運送規則（昭和 39 年運輸省令第 62 号。以下「特貨則」という。）
- ・ 船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和 54 年運輸省告示第 549 号。以下「危告示」という。）
- ・ 固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示（平成 5 年運輸省告示第 757 号。以下「固体化学告示」という。）
- ・ 液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示（平成 22 年国土交通省告示第 1526 号。以下「液状化等告示」という。）
- ・ その他の固体ばら積み物質及び船舶によるその他の固体ばら積み物質の積載の方法を定める告示（平成 22 年国土交通省告示第 1529 号。以下「その他の固体ばら積み告示」という。）

に取り入れて安全規制を実施しているところ、令和 5 年 6 月の IMO 第 107 回海上安全委員会における IMSBC コードに係る第 7 次改正案の採択に伴い、当該改正内容の担保のため、危告示、固体化学告示、液状化等告示及びその他の固体ばら積み告示[※]について改正を行う必要がある。

※IMSBC コード第 7 次改正の内容は、危告示、固体化学告示、液状化等告示及びその他の固体ばら積み告示で担保している個別物質の運送要件の追加・変更であり、危規則及び特貨則の改正は要さない。

(2) 個品危険物の海上運送基準は、SOLAS 条約に基づく「国際海上危険物規程」（以下「IMDG コード」という。）において規定されている。我が国においては、当該基準を危規則及び危告示に取り入れて安全規制を実施しているところ、令和 6 年 5 月の IMO 第 108 回海上安全委員会における IMDG コードに係る第 42 次改正案の採択に伴い、当該改正内容の担保のため、危告示[※]について改正を行う必要がある。

※IMDG コード第 42 次改正の内容は、危告示で担保している個別物質の運送要件の追加・変更であり、危規則の改正は要さない。

- (3) 液体化学薬品のばら積み運送に関して、IMO において危険性等の評価・承認が行われたものについては、SOLAS 条約及び海洋汚染防止条約 (MARPOL 条約) に基づく「液体化学薬品のばら積み運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則」(以下「IBC コード」という。)の通知文書(以下「MEPC. 2/Circ.」という。)にて運送に係る技術基準が規定されており、我が国においては、当該技術基準を海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 136 号。以下「海防法」という。)、危規則及び危告示に取り入れて安全規制を実施している。今般、MEPC. 2/Circ. への液体化学薬品の追加等が行われたことに伴い、当該改正内容の担保のため、危告示※について改正を行う必要がある。

※今般の MEPC. 2/Circ の改正の内容は、危告示で担保している液体化学薬品のばら積み運送要件の追加・変更であり、海防法及び危規則の改正は要さない。

2. 概要

(1) 固体ばら積み貨物に係る運送要件の新規規定・変更

- ①運送要件の新規制定(危告示別表第 13、固体化学告示別表第 1、液状化等告示別表第 1 及びその他の固体ばら積み告示別表第 1 関係)

IMSBC コードの改正に伴い、以下の物質について運送要件を新たに規定する。

- ・ バライト(重晶石)(浮遊選鉱により化学的等級にあるもの)
- ・ 褐色溶融アルミナ
- ・ 粉碎された花崗閃緑岩粉
- ・ 還元鉄(D)(含水率 2%以上の微粒副生物)
- ・ ダナイト
- ・ ダナイト粉
- ・ 電気炉系ダスト(造粒されたもの)
- ・ 高炉系スラグ微粉末
- ・ マグネサイト粉
- ・ 硝酸カリウム
- ・ 硝酸ナトリウム
- ・ 硝酸ナトリウム及び硝酸カリウム混合物

- ②既存運送要件への物質の追加(液状化等告示別表第 1 関係)

IMSBC コードの改正に伴い、鉱物精鉱にセレスチン(天青石)精鉱を追加する。

- ③物質の名称変更(その他の固体ばら積み告示別表第 2 関係)

上記①のとおり、IMSBC コードの改正に伴い、危告示別表第 13 において「電気炉系ダスト(造粒されたもの)」に係る運送要件を新たに制定する必要がある。一方、電気炉系ダストであって液状化するおそれ及び化学的危険性を有す

るおそれのないものについては、IMSBC コードには運送要件は定められていないが、その他の固体ばら積み告示別表第2において、既に「電気炉系ダスト（造粒されたもの）」の名称で運送要件が規定されているため、当該名称を「電気炉系ダスト（造粒されたもの）（液状化するおそれ及び化学的危険性を有するおそれのないもの）」に改正する。

（２）個品危険物に係る運送要件の新規規定・変更

①運送要件の追加（危告示別表第1関係）

IMDG コードの改正に伴い、以下の物質について運送要件を新たに規定する。

- ・ 消火剤散布装置（国連番号 0514）
- ・ ナトリウムイオン電池（有機電解質を使用したもの）（備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。）（国連番号 3551）
- ・ ナトリウムイオン電池（装置に組み込まれたもの又は装置と共に包装されたものであって、有機電解質を使用したもの）（備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。）（国連番号 3552）
- ・ ジシラン（国連番号 3553）
- ・ ガリウム（機械類、日用品等に含まれるガリウムに限る。ただし、備考の欄の規定により当該危険物に該当しないものを除く。）（国連番号 3554）
- ・ トリフルオロメチルテトラゾールナトリウム塩（68 質量%以上のアセトンで鈍性化したものに限る。）（国連番号 3555）
- ・ 車両（リチウムイオン電池を動力源とするもの）（備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。）（国連番号 3556）
- ・ 車両（リチウム金属電池を動力源とするもの）（備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。）（国連番号 3557）
- ・ 車両（ナトリウムイオン電池を動力源とするもの）（備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。）（国連番号 3558）
- ・ 消火剤散布装置（国連番号 3559）
- ・ 水酸化テトラメチルアンモニウム（水溶液）（濃度が 25 質量%以上のものに限る。）（国連番号 3560）

②木炭等に係る運送要件の変更（危告示別表第1関係）

木炭の自己発熱による船舶の火災事故を踏まえた木炭等（国連番号 1361）の運送要件に係る IMDG コードの改正を踏まえ、木炭等を危険物として取り扱う可否かを判定するための自己発熱性試験の適用を廃し、全ての木炭等について、製造後の冷却やコンテナ収納時の一定空間の確保等を義務付けるとともに、荷送人から船長に提出する危険物明細書に製造日、容器収納日及び容器収納時の温度を記載させることとする。

(3) 液体化学薬品に係るばら積み運送要件の新規規定・変更

①運送要件の新規制定（危告示別表第8の3関係）

MEPC. 2/Circ. の改正に伴い、以下の物質について運送要件を新たに規定する。

- ・ エトキシ化プロポキシ化アルコール（アルコールの炭素数が12から14までのもの及びその混合物に限る。）
- ・ アビシニアガラシ油
- ・ 炭酸ジメチル
- ・ 急速分解バイオ油
- ・ ポンガミア油（粗製のものに限る。）
- ・ 油脂の精製の際に使用された白土から回収される植物油（遊離脂肪酸の濃度が20重量%以下のものであつてヘキサンの濃度が1重量%未満のものに限る。）
- ・ 油脂の精製の際に使用された白土から回収される植物油の脂肪酸蒸留物

②運送要件の変更（危告示別表第8の3関係）

MEPC. 2/Circ. の改正に伴い、以下の物質について運送要件を変更する。

- ・ アルキルベンゼンの混合物（ナフタレンを含むものに限る。）の通気装置、計測装置等
- ・ 1-ドデセンの危険性分類
- ・ オレフィン（炭素数が13以上のもの及びその混合物に限る。）の危険性分類等

(4) その他（危告示第7条の3、第10条の2、第10条の3、第18条の4、第19条、第20条の3、第21条の2、第40条の3、第40条の4（新設）、第1号様式、第7号様式、別表第1、別表第9、別表第13及び別表第17並びにその他の固体ばら積み告示別表第2関係）

その他所要の改正を行う。

(5) 経過措置（附則関係）

- ・ この告示の施行の際に船舶により運送又は貯蔵されている物質については、運送又は貯蔵の途中において、その方法を変更することが困難である場合を考慮し、運送又は貯蔵が終了するまでは改正前の規定に従ってよいとする経過措置を設ける。
- ・ （2）①のとおり、IMDGコードの改正において、水酸化テトラメチルアンモニウム（水溶液）（25質量%以上のもの）（国連番号3560）の運送要件が新たに規定されたところ、当該運送要件について令和8年12月31日までの間は改正前の規定に従ってよいとする等の経過措置を設ける。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和6年12月上旬
施 行：令和7年1月1日（水）